

# 山鹿市観光みらいステップアップ 補助金

## **募集要項**

令和3年6月

山鹿市 経済部 ふるさと未来総室

新型コロナウイルス感染症の拡大は、山鹿市が基幹産業と位置付ける観光産業をはじめ様々な業種に大きな影響を及ぼしています。この困難な現状を打破し、持続可能な観光地として再生するため、市内事業者の創意工夫ある取組みを支援するとともに、農業や教育など様々な業種との連携を促しながら、市内経済の好循環の流れを生み出して回復へと繋げていきます。なお、山鹿市観光みらいステップアップ補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山鹿市補助金等交付規則（平成 17 年山鹿市規則第 53 号）に規定するもののほか、この要項の定めるところによります。

## 1 補助対象者

補助金の交付対象となる事業者は、次の各号に該当する者としします。

- (1) 山鹿市内において観光関連事業（宿泊業、旅客輸送業、飲食業、土産物等の小売業、公衆浴場業）を営む個人又は法人であること。
- (2) 山鹿市内において製造業、卸売業、小売業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業、療術業、農業、サービス業（他に分類されないもの）を営む個人又は法人であること。
- (3) 上記（1）（2）に該当する異業種を含む3者以上で構成するグループであること。もしくは事業者が任意で加盟している既存の団体（観光協会、各業者組合など）であること。※
- (4) 今後も継続して事業を行う意思を有する者で市税に未納がない者（新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い徴収が猶予されているものは除く）。
- (5) 反社会的勢力との関わりがないこと。

※例：（宿泊業A・宿泊業B・小売業C・旅客輸送業D）や（製造業E・農業F・飲食業G）等。

※親族経営、同族経営などの3者によるグループ構成は、該当しないものとします。

## 2 補助対象事業

補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助金交付決定日から令和4年3月18日までに完了する事業で次のいずれかに該当する事業としします。

- (1) 新型コロナウイルス感染症による厳しい局面を、創意工夫で乗り越えようとする事業
- (2) 新型コロナウイルス感染症の収束後に向け、新たな取組みにより事業の継続・拡充を図ろうとする事業
- (3) 新型コロナウイルス感染症の収束後に向け、事業者の連携による街中のにぎわい創出につながる事業
- (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大により新たに実施した事業をさらに磨

き上げを行いながら、稼ぐ観光地づくりにつながる創意工夫ある事業

### 3 補助対象経費

補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に直接要する経費で、下表に掲げるものとします。

なお、国・県・その他の補助金等を活用する場合、同一事業における補助対象経費の重複は認められません。

補助対象経費
報償費・謝金、消耗品費、原材料費、広告宣伝費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、その他必要と認められる経費

#### <各費目の説明>

費目	具体的な用途（例示）
報償費・謝金	外部講師への謝金
消耗品費	事業実施に必要と認められる事務用品
原材料費	店舗改装に係る原材料の購入
広告宣伝費	動画制作、SNS 広告等の出稿
印刷製本費	DM やチラシの印刷、商品券の印刷
通信運搬費	電話代、通信費、切手代
委託料	他の事業者へ委託する外注費用
使用料及び賃借料	事業実施に伴い借用する機械や施設の使用料 (店舗家賃への充当は不可)

※工事請負費（看板設置等含む）、備品購入費は補助対象となりません。

### 4 補助金・補助額

- 補助金総額 800 万円
- 1 団体（グループ）あたり 上限 100 万円
- 補助率 補助対象経費の 4 / 5 以内

※算定した補助金に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額とします。

### 5 申請方法

#### (1) 受付期間

令和 3 年 6 月 28 日（月）～ 7 月 20 日（火）

※期間末日 17 時必着とします。

※予算の執行状況によっては、2次募集を行う場合があります。

(2) 提出先

〒861-0592 山鹿市山鹿 987 番地 3  
山鹿市 経済部 ふるさと未来総室 宛て

(3) 提出方法

原則郵送のみとし、部数は1部とします。

(4) 提出書類

区分	提出書類
事業開始前 (交付申請)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 交付申請書 (様式第1号)</li><li>・ 事業計画書</li><li>・ 収支予算書</li><li>・ 補助対象経費に係る見積書の写し</li><li>・ グループまたは加盟の団体構成員名簿</li></ul>
事業完了後 (実績報告)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 実績報告書 (様式第5号)</li><li>・ 収支決算書</li><li>・ 費用明細書</li><li>・ 補助対象経費の支払を証する書類 (領収書等)</li><li>・ 事業実施の成果を証する書類 (写真等)</li><li>・ 交付請求書 (様式第7号)</li></ul>

(5) 提出書類の取得方法

以下の方法により様式等を取得のうえ申請 (郵送) してください。

- ・ 山鹿市ホームページからダウンロード
- ・ 山鹿市役所ふるさと未来総室 (庁舎2階) 及び各市民センターで配布
- ・ 山鹿商工会議所、山鹿市商工会で配布
- ・ 山鹿温泉観光協会、平山温泉観光協会で配布

## 6 採択方法

(1) 採択方法

審査委員会による審査結果を踏まえ、予算の範囲内で採択の可否及び補助額を決定します。

(2) 審査の手順

- ・ 事務局において、応募資格や申請内容に関する資格要件を確認します。
- ・ 審査委員会において、下記評価基準及び別に定める審査要領に基づき1

次審査と2次審査を実施します。

1次審査 書類審査を行い、上位10者程度を選定します。

※応募者数が10者以内であれば実施しません。

2次審査 選定された者を対象に、プレゼンテーション等による審査を行います。

・審査委員会における審査の経過及び内容は一切公表しません。

### (3) 評価基準

- ・計画が具体的で、事業者にとって実現可能性が高いものとなっているか。
- ・事業費の積算が正確かつ明確で、事業実施に必要なものとなっているか。
- ・販路開拓や新たな取組み等により、地域のにぎわい創出や事業の継続を目指すものとして、創意工夫の特徴があるか。
- ・単年度事業ではなく、将来的に自走する仕組みが明確となっているか。

### (4) 審査結果

審査の結果については、申請者全員に書面にて通知します。

### (5) 公表

採択された事業については、事業主体、事業名、事業概要などを市のホームページ等で公表する場合があります。

## 7 補助事業者の責務

補助金の交付決定を受けた場合は、以下の条件を遵守してください。

- (1) 交付決定を受けた後、補助対象事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止しようとする場合は、事前に承認を受けてください。
- (2) 補助対象事業が終了したときは、その日から起算して30日以内又は令和4年3月18日のいずれか早い日までに、実績報告書及び添付書類を提出してください。
- (3) 補助対象事業に係る収支の一切を明確にした証拠書類を整理し、5年間保存してください。

## 8 問合せ先

山鹿市 経済部 ふるさと未来総室（本庁舎2階）

住所：〒861-0592 山鹿市山鹿987番地3

TEL：0968-41-5673／FAX：0968-43-8795

E-mail：furusatomirai@city.yamaga.kumamoto.jp